

佐伯市国際交流員派遣要領

（目的）

第1条 この要領は、市内の小中学校、高等学校、各種団体等が実施する国際交流・国際理解促進事業等へ佐伯市が任用する国際交流員（以下「国際交流員」という。）の派遣を行うことに対し必要な事項を定め、本市の多文化共生や国際化推進に資することを目的とする。

（派遣対象）

第2条 国際交流員の派遣対象団体は、次に掲げるものとする。

- （1）市内の小学校、中学校、高等学校等の学校並びに他の教育機関
- （2）市内の各種団体のうち、観光・国際交流課長が適当と認める団体

（派遣対象事業）

第3条 国際交流員の派遣対象事業は、前条に定める派遣対象団体が行う次の事業とする。

- （1）外国の文化及び生活の紹介のための講演等
- （2）学生、地域住民の異文化理解のための交流活動への協力
- （3）民間国際交流団体の事業活動に対する助言又は支援
- （4）簡易な外国語日常会話の指導
- （5）その他本市の多文化共生や国際化推進に資する業務

（派遣日時等）

第4条 国際交流員が派遣される日時は、原則として祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後3時30分までとする。

（申し込み）

第5条 国際交流員の派遣を受けようとする団体（以下「派遣依頼団体」という。）は、原則として派遣希望日の2週間前までに派遣依頼書（様式第1号）を観光・国際交流課に提出しなければならない。

（派遣決定）

第6条 観光・国際交流課長は、前条の申込みがあったときは、当該派遣依頼内容と国際交流員の業務予定を勘案の上、その可否を決定する。

(費用負担)

第7条 派遣依頼団体は、国際交流員に対して謝礼等の報償費は支給しないものとする。

2 派遣対象事業に必要な材料費等の実費については、派遣依頼団体が負担するものとする。

(派遣の制限)

第8条 派遣依頼団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる時は、国際交流員の派遣を承諾しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき。

(3) その他観光・国際交流課長が適切でないと判断したとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年8月1日より施行する。